

2006年1月10日

株式会社 大阪証券取引所「コーポレート・ガバナンス開示制度の  
導入について(案)」に対するコメント

社団法人 関西経済連合会  
企業経営委員会

昨今、企業不祥事が多発するなか、企業の国際競争力の維持・強化のためには、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることが、経営上、極めて重要な課題となっている。とりわけ上場企業は、より効率的に資金を調達するため、株式市場での一層の信頼を得ることが喫緊の課題となっており、当会の法人会員を含む多くの上場企業にあって、市場における情報開示について自主的かつ不断の努力を行っているところである。

今般、株式会社 大阪証券取引所がコーポレート・ガバナンス開示制度の導入を進めているが、本制度は企業価値を示す株価を左右しかねない極めて重要なものであると認識している。したがって、制度導入にあたっては、上場企業および投資家はじめ市場関係者に対して十分な理解を醸成する必要がある。また、上場企業への過剰な負担を強いることなく、むしろ企業の自発的な取り組みを支援するようなものとなるのが望ましい。

こうした観点に立って、当会としては下記の諸点をコメントする。

記

1. ガバナンスに関する開示について

(1) 現時点で理解が進んでいない用語を用いた項目を見直すべき

例えば、「独立取締役・監査役」のように、概念が抽象的であり、今日の上場企業の間で遍く理解が得られていない項目が含まれている。とりわけ、「独立性」について「実質的にみて、当該会社との間で客観性及び中立性が確保され、独立した判断を下すことができる」との定義については、適切であるとは言い難い。

このように共通の理解がない用語を用いて、各社が主観的に判断・開示することになれば、むしろ投資家に誤解を与える可能性がある。

今般、示された開示制度においては、有価証券報告書などで用いられている定義などとの整合性を図った上で、適切な定義を行うべきであり、定義が困難な項目・用語については用いるべきでない。

また、「その他コーポレート・ガバナンスに影響を与えうる各社個別事情等」については、具体的に企業のどういった事情を念頭に置いた項目なのか明確とは言い難い。したがって、記載の要領あるいはその基準に関する提示が必要である。

## (2) 開示する内容について一層の整理を行うべき

### 法定開示情報との重複はなくすべき

今般、開示が必要であるとして挙げられた項目の中には、有価証券報告書あるいは営業報告書（事業報告書）等で既に情報提供を図っているものが含まれている。企業負担を軽減する観点から、「企業属性」、「取締役・監査役の略歴」など法定開示情報との重複がある項目、および別途法定開示の検討が進んでいる項目は削除すべきである。

### 記載事項は必要と判断されるものに限るべき

記載事項は合理的かつ必要と判断されるものに限るべきである。例えば、「各種委員会の概要」に関して記載を義務付ける内容は、企業が有する各種委員会を全て羅列するのではなく、委員会等設置会社における必置3委員会をはじめ、CSR、リスクマネジメント、コンプライアンスなどコーポレート・ガバナンス上、重要と思われる委員会組織を例示しそれらに限定するべきである。

## (3) 具体的な記述方法は企業実務家はじめ市場関係者の声を反映すべき

「内容」については、5つの項目にわたって示されているが、具体的な記述事項がどういったものなのか判断しにくい。「当該開示は当所所定の様式によるものとし、当所ホームページへの掲載を予定している」とあるが、記載様式の策定にあたっては企業の実務家はじめ市場関係者の意見が十分反映されるような意見交換の機会を設けるべきである。

## 2. 開示時期および今後の取り組みなどについて

### (1) 総会後の一定期間内に報告することとすべき

開示時期については5月を目途にするとしているが、上場会社の多数は3月を決算時期としており、会社で実務を担当する部門では多忙を極めている。こうした時に、新たに本開示資料の作成を求めることは、さらなる企業負担を生じさせかねない。

また、コーポレート・ガバナンスに関する重要事項については、株主総会において議決されるべき内容が多い。もし総会で否決されると、総会前に開示した内容との齟齬をきたすおそれがある。したがって、株主総会後の一定期間内に開示することとすべきである。

### (2) 制度導入のプロセスについて一層の情報提供を図るべき

株価を左右しかねない本制度の導入にあたっては、企業はじめ市場関係者の十分な理解を醸成する必要があり、導入プロセスそのものについても、従来にも増して透明性を向上させることが望ましい。

したがって、今回のパブリック・コメントで得られた意見については、意見表明者の了解を得て、原則、公開すべきである。また、集まった意見に対する、株式会社 大阪証券取引所としての見解を示した上で、制度導入に向けた今後の対応を積極的に情報提供すべきである。

以上